

佐賀県規則第25号

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<u>佐賀県税条例施行規則</u>			<u>佐賀県県税条例施行規則</u>		
(目的)			(目的)		
第1条 この規則は、 <u>佐賀県税条例</u> (昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。			第1条 この規則は、 <u>佐賀県県税条例</u> (昭和30年佐賀県条例第23号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。		
(諸様式)			(諸様式)		
第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。			第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
略			略		
様式第11号その5	法人事業税/徴収猶予/徴収猶予期間延長/否認通知書	法第72条の38の2第12項において準用する法第15条第4項	様式第11号その5	法人事業税/徴収猶予/徴収猶予期間延長/否認通知書	法第72条の38の2第12項において準用する法第15条の2の2第2項
略			略		
様式第99号その2	略		様式第99号その2	略	
			様式第99号その3	督促状・納付書兼領収証書	法第66条第1項、第72条の66第1

改正前		改正後		
				<u>項、第73条の34</u> <u>第1項及び第198</u> <u>第1項並びに条</u> <u>例第120条の2</u>
様式第100号その1	略	様式第100号その1	略	
略		略		

様式第2号から第3号その2まで及び様式第3号その4中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第3号その6中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に、「仮認定」を「特例認定」に改める。

様式第4号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に、「第47条第1項」を「第46条第1項」に、「2部」を「1部」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第7号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に、「別紙第3(C)の額」を「別紙第3(A)の額」に改め、同様式の別紙第3を次のように改める。

別紙第 3

納期前の納付に対する報奨金計算明細書

市町

交付月	前納人員	市町民税 県民税 前納額	前納報奨金	按分率	県民税分前納報奨金
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					(A)

様式第10号及び様式第11号その3中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第11号その5中「第15条第4項」を「第15条の2の2第2項」に改める。

様式第12号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第13号その1中「第71条の14第5項」を「第71条の14第6項」に、「第71条の15第4項」を「第71条の15第5項」に改める。

様式第13号その2中「第71条の35第6項」を「第71条の35第7項」に、「第71条の36第4項」を「第71条の36第5項」に改める。

様式第13号その3中「第71条の55第5項」を「第71条の55第7項」に、「第71条の56第4項」を「第71条の56第5項」に改める。

様式第14号その1から様式第16号までの規定中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第17号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に、「平成28年3月31日」を「佐賀県県税条例附則第16条第1項に定める期間の末日」に改める。

様式第18号、様式第20号、様式第21号及び様式第23号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第24号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に、「平成28年3月31日」を「佐賀県県税条例附則第16条第1項に定める期間の末日」に改める。

様式第25号、様式第27号、様式第28号、様式第35号、様式第36号、様式第41号から様式第45号まで、様式第47号、様式第51号、様式第53号、様式第53号の2、様式第54号その1から様式第54号その3まで、様式第59号から様式第61号まで、様式第62号その3、様式第62号その4及び様式第66号中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第67号中

面積	：	：	：	アール
----	---	---	---	-----

 を

面積	：	：	：	百アール
----	---	---	---	------

 に、「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」

に改める。

様式第69号及び様式第69号の2中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

様式第99号その2の次に次の様式を加える。

様式第99号その3

	<p>佐賀県 ㊤</p> <p>県税 納入領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">口座番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納付番号</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">確認番号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> <td>課税区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <div style="background-color: #cccccc; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">延滞金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">納付期限</td> </tr> </table> <p>CVS収納用 金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、コンビニエンスストアでは使用できません。</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり領収しましたので通知します。 佐賀県会計管理者 様 (取りまとめ店)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(佐賀県/ CVS本部控)</p>	口座番号		加入者名		納付番号		確認番号		税目		課税区分		課税年度				税額	円	円	円	延滞金額	合計額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											円	円		納付期限	領収日付印		<p>佐賀県 ㊤</p> <p>県税 納入書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">口座番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> </tr> <tr> <td>税目</td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td>課税区分</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(金融機関・店舗控)</p>	口座番号		加入者名			納付番号	税目	課税年度	課税区分		税額	円	延滞金額	円		合計額	円	納付期限	領収日付印		<p>佐賀県 ㊤</p> <p>県税 督促状兼領収証書</p> <p>下記の県税が滞納になっていますので、裏面を参照のうえ、直ちに納めてください。 この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税目</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>課税年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課税区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>上記のとおり受領しました。</p> <p>この督促状と行き違いにお納めのときは、ご容赦ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(納付者控) 収入印紙不要</p>	税目		課税年度		課税区分			納期限		税額	円	延滞金額	円		合計額	円	納付期限		領収日付印	
口座番号																																																																																													
加入者名																																																																																													
納付番号		確認番号																																																																																											
税目		課税区分																																																																																											
課税年度																																																																																													
税額	円	円	円																																																																																										
延滞金額	合計額																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																																																																																		
円	円																																																																																												
	納付期限																																																																																												
領収日付印																																																																																													
口座番号																																																																																													
加入者名																																																																																													
納付番号																																																																																													
税目																																																																																													
課税年度	課税区分																																																																																												
税額	円																																																																																												
延滞金額	円																																																																																												
合計額	円																																																																																												
納付期限																																																																																													
領収日付印																																																																																													
税目																																																																																													
課税年度																																																																																													
課税区分																																																																																													
納期限																																																																																													
税額	円																																																																																												
延滞金額	円																																																																																												
合計額	円																																																																																												
納付期限																																																																																													
領収日付印																																																																																													

納付時は、この部分より切り取って金融機関等にお出しく下さい。

切り取らずに金融機関等にお出しく下さい。

切り取らずに金融機関等にお出しく下さい。

		<p>納付（納入）場所</p> <p>(1) 指定金融機関及び収納代理金融機関のうち国内の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(2) 収納代理金融機関のうち九州内(沖縄県を除く。)の全店舗で納付可能なもの</p> <p>(3) 指定代理金融機関及び収納代理金融機関等のうち佐賀県内の店舗で納付可能なもの</p> <p>(4) コンビニエンスストア</p> <p>バーコードの印字のあるものは、納期限までの間に限り左に掲げるコンビニエンスストアで納付できます。</p> <p>延滞金</p> <p>ア 計算方法</p> <p>延滞金額は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）に、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した額）に相当する金額です。</p> <p>イ 端数計算</p> <p>延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>	<p>督促に不服がある場合</p> <p>(1) この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) この督促の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--	--	---	---

様式第107号中

ゴルフ場利用税	年 月分から	年 月分まで	枚
特別地方消費税	年 月分から	年 月分まで	枚
自動車税	登録番号 ()	課税年度 ()	枚

を

ゴルフ場利用税	年 月分から	年 月分まで	枚
自動車税	登録番号 ()	課税年度 ()	枚

に改める。

(狩猟税証紙徴収規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「佐賀県税条例」を「佐賀県県税条例」に改める。

- (1) 狩猟税証紙徴収規則(昭和29年佐賀県規則第44号)第1条及び様式第2号
- (2) 事業税減免規則(昭和30年佐賀県規則第30号)第1条及び別記様式第2号
- (3) 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則(昭和46年佐賀県規則第67号)第1条
- (4) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成15年佐賀県規則第2号)第2条
- (5) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成25年佐賀県規則第36号)第2条
- (6) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成27年佐賀県規則第43号)第2条
- (7) 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成27年佐賀県規則第65号)第2条
- (8) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成28年佐賀県規則第35号)第2条
- (9) 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成17年佐賀県規則第15号)第8条

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、狩猟税証紙徴収規則及び事業税減免規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(佐賀県証紙代金収納計器取扱規則等の一部改正)

- 3 次に掲げる規則の規定中「佐賀県税条例施行規則」を「佐賀県県税条例施行規則」に改める。

- (1) 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則第2条第2項

- (2) 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年佐賀県規則第32号）第3条第1項
- (3) 佐賀県核燃料税条例施行規則（平成26年佐賀県規則第54号）第2条第2項